

## 観光資源磨き上げ支援業務仕様書

### 1. 委託業務名称

観光資源磨き上げ支援業務(以下「委託業務」という。)

### 2. 目的

本事業は、県内観光事業者が取り組む観光資源の磨き上げに対して、専門家による伴走型指導や旅行メディア関係者等との意見交換などを通じた支援をおこなうことで、新型コロナウイルスの感染拡大により大きな影響を受けている本県観光産業の反転攻勢を促進するとともに、本県観光の高付加価値化を推進することを目的とする。

### 3. 委託業務期間

契約締結の日から令和3年3月15日(月)まで

### 4. 委託業務の内容

#### (1) 観光資源磨き上げの方向性策定

本事業で支援対象とする観光資源磨き上げの方向性について、専門的知見を有するものを含めた協議を県と複数回実施し、策定すること

#### (2) 観光資源の磨き上げ等に関するセミナー、本事業説明会の開催

専門的な知見を有する講師による、県内観光関連事業者を対象としたセミナーを開催するとともに、本事業の説明会を実施すること

※2地域(甲府、富士吉田など)で開催すること

#### (3) 本事業に参加する観光事業者の募集、選定、取組の進捗管理等

本事業への参加者募集、対象事業者の選定、対象事業者と専門家の連絡調整など、本事業が円滑に進むよう進捗を管理すること

※対象事業は5件程度を想定

※対象事業の選定は、(4)の専門家を含めた選定会議でおこなうこと

※進捗管理のため専門家との会議を月1回開催することを想定

#### (4) 専門家による支援対象事業者への伴走型支援の実施

観光資源の磨き上げに関する専門的な知見を有する専門家を対象事業者ごとに配置し、専属的に伴走型支援を実施すること

※専門家の人選については、県と協議の上決定すること

※専門家は(5)相互体験ツアー、(6)モデルツアーに参画すること

(5) **相互体験ツアーの実施**

磨き上げられた観光資源を他の対象事業者や専門家が体験し、更なるブラッシュアップや相互連携の機会とする相互体験ツアーを催行すること

(6) **モデルツアーとしてのプロモーション実施**

磨き上げられた観光資源を組み込んだモデルツアーを造成し、旅行会社企画部門や旅行メディア関係者を対象としたプロモーションを実施するとともに、更なるブラッシュアップや業界関係者とのネットワーク造りの機会を提供すること

※招聘人数は15名程度を想定

※モデルツアーは1泊2日を想定

(7) **観光資源磨き上げガイドブックの作成**

本事業で得られた知見やノウハウなどを取りまとめ、本事業対象者以外の観光関連事業者が自主的に観光資源の磨き上げに取り組める様に手順や留意点を説明したガイドブックを作成、納品すること

※ガイドブックは A4、フルカラー、100 ページ程度、350 部を想定

(8) **その他事業を遂行するために必要な業務**

**5 委託限度額**

26,609,000円（消費税及び地方消費税を含む）

**6 委託業務実施に当たっての留意事項**

- (1) 県は本業務を円滑に遂行するため、委託業務の進捗状況について報告を求められることができる。
- (2) 委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (3) 委託業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。委託業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この委託業務が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- (5) 委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害の責めを負う。
- (6) 委託業務の実施に要した経費は、帳簿及びすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託業務の完了の日の属する年度の終了後5年間保

存しなければならない。

- (7) 委託業務に係る成果物の著作権は県に帰属するものとする。
- (8) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上定めることとする。